

保護者の皆様へ

広島なぎさ中学校・高等学校
校長 上野和之

新型コロナウイルス感染症に係る治癒報告について（お願い）

平素より本校の教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正され、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間が定められました。よって、保護者記載による「新型コロナウイルス感染症治癒報告」を提出していただくことにしましたので、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

※「新型コロナウイルス感染症治癒報告」は、保護者の方が記入し学校へ提出していただくものです。
新型コロナウイルス感染症の罹患を証明できる診療明細書の写しまたは、PCR及び抗原検査結果の写し等を添付してください。登校の際は、下記の出席停止の期間が経過していることをご確認ください。

出席停止の基準：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

| | 発症当日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|----------|------|------|------|--------|--------|--------|--------|------|
| 発症2日目に軽快 | 発症 | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | 軽快後2日目 | 軽快後3日目 | 登校可能 | |
| 発症5日目に軽快 | 発症 | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | 登校可能 |

【令和5年文部科学省令第22号より抜粋】

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨すること

----- 切りとり線 -----

新型コロナウイルス感染症治癒報告

広島なぎさ中学校・高等学校長 様

次の通り加療していましたが、感染の恐れもなく集団生活ができる状態になりました。
なお、新型コロナウイルス感染症の罹患を証明するために、写し等の書類を添付します。

| | |
|------------|----------------------|
| 発症した日 | 月 日 () |
| 解熱・症状軽快した日 | 月 日 () |
| 療養した期間 | 月 日 () ~ 月 日 () まで |
| 受診医療機関名 | |

※医療機関の受診ではなく「抗原検査キット」を使用した場合は、写真等を添付

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印